|  |  |
| --- | --- |
| 団体ｺｰﾄﾞ |  |

令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

申請者　団体名

　　　　許可番号

　　　　住所

　　　　氏名

個人タクシー事業の運賃（定額運賃）設定届

今般、個人タクシー事業の運賃（定額運賃）を設定したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の４第１項の規定により、届出をします。

記

１．氏名及び住所

氏　名

住　所

２．設定しようとする運賃（定額運賃）を適用する営業区域

東京都特別区・武三交通圏

３．設定しようとする運賃（定額運賃）の種類、額及び適用方法

別紙のとおりとする。

４．実施日

令和　　年　　月　　日

※東京運輸支局へ届け出後、受付印のあるこの用紙を都個協へ必ずＦＡＸ送信（3947-9167）してください。

別　紙（特別区武三～羽田空港）

１．設定しようとする運賃の種類

（１）平成１４年１月１７日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（以下「運賃制度公示」という。）」１．（１）．ハ．①に定める定額運賃

（２）定額運賃適用施設は東京国際空港とし、一定エリアについては下記２．（１）に定めるゾーンとする。

２．定額運賃を適用するゾーン

（１）適用ゾーン

江戸川区、台東区、墨田区、文京区、千代田区、新宿区、渋谷区、足立区、葛飾区、荒川区、北区、豊島区、中野区、杉並区、世田谷区、板橋区、練馬区、武蔵野市及び三鷹市とする。

（２）適用ゾーンから東京国際空港との距離及び最短経路は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ゾーン名称 | 距離（ｋｍ） | 最短経路 |
| 江戸川区 | ２０．６ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～大井ＪＣＴ～有明ＪＣＴ～東雲ＪＣＴ～辰巳ＪＣＴ～新木場出口～江戸川区臨海町２丁目付近 |
| 台東区 | ２１．１ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～汐留ＪＣＴ～江戸橋ＪＣＴ～本町出口～台東区台東１丁目付近 |
| 墨田区 | ２１．０ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～汐留ＪＣＴ～京橋出口～墨田区千歳2丁目付近 |
| 文京区 | ２１．５ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～汐留ＪＣＴ～江戸橋ＪＣＴ～本町出口～文京区湯島1丁目付近 |
| 千代田区 | １７．４ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～汐留ＪＣＴ～汐留出口～千代田区内幸町１丁目付近 |
| 新宿区 | ２０．９ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～一ノ橋ＪＣＴ～飯倉出口～新宿区霞ヶ丘町付近 |
| 渋谷区 | １９．５ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～一ノ橋ＪＣＴ～天現寺出口～渋谷区恵比寿２丁目付近 |
| 足立区 | ２６．１ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～汐留ＪＣＴ～江戸橋ＪＣＴ～入谷出口～足立区千住橋戸町付近 |
| 葛飾区 | ２６．７ | 葛飾区新小岩3丁目付近～船堀橋入口～葛西ＪＣＴ～辰巳ＪＣＴ～東雲ＪＣＴ～有明ＪＣＴ～大井ＪＣＴ～東海ＪＣＴ～空港中央出入口～東京国際空港 |
| 荒川区 | ２４．３ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～汐留ＪＣＴ～江戸橋ＪＣＴ～入谷出口～荒川区東日暮里４丁目付近 |
| 北区 | ２６．０ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～汐留ＪＣＴ～江戸橋ＪＣＴ～上野出口～北区田端新町１丁目付近 |
| 豊島区 | ２６．３ | 豊島区高田1丁目付近～西神田入口～竹橋ＪＣＴ～神田橋ＪＣＴ～江戸橋ＪＣＴ～京橋ＪＣＴ～浜崎橋ＪＣＴ～芝浦ＪＣＴ～空港西出入口～東京国際空港 |
| 中野区 | ２３．１ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～東海ＪＣＴ～大井ＪＣＴ～大橋ＪＣＴ～初台南出口～中野区弥生町1丁目付近 |
| 杉並区 | ２５．２ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～東海ＪＣＴ～大井ＪＣＴ～大橋ＪＣＴ～西新宿ＪＣＴ～幡ヶ谷出口～杉並区方南1丁目付近 |
| 世田谷区 | ２０．４ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～東海ＪＣＴ～大井ＪＣＴ～大橋ＪＣＴ～三軒茶屋出口 |
| 板橋区 | ２９．３ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～東海ＪＣＴ～大井ＪＣＴ～大橋ＪＣＴ～西新宿ＪＣＴ～西池袋出口～板橋区南町１３付近 |
| 練馬区 | ３０．５ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～東海ＪＣＴ～大井ＪＣＴ～大橋ＪＣＴ～西新宿ＪＣＴ～西池袋出口～練馬区旭丘2丁目付近 |
| 武蔵野市 | ３３．６ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～東海ＪＣＴ～大井ＪＣＴ～大橋ＪＣＴ～西新宿ＪＣＴ～高井戸出口～武蔵野市吉祥寺南町4丁目付近 |
| 三鷹市 | ３１．８ | 東京国際空港～空港西出入口～昭和島ＪＣＴ～東海ＪＣＴ～大井ＪＣＴ～大橋ＪＣＴ～西新宿ＪＣＴ～高井戸出口～三鷹市牟礼1丁目付近 |

３．定額運賃の額等

（１）算出の基礎となる距離制運賃(公定幅運賃)等

（注）設定しようとする車種区分のみ記載すること。

①距離制　　特定大型車　初乗運賃　 　ｋｍまで 　　　　運賃　　　　円

加算運賃　 　　　ｍまでを増すごとに 　　　円

大型車　初乗運賃　 1.096ｋｍまで　　　運賃　５００円

加算運賃　 ２５５ｍまでを増すごとに １００円

普通車　初乗運賃　 1.096ｋｍまで　　　運賃　５００円

加算運賃　 ２５５ｍまでを増すごとに １００円

②遠距離割引　　　　　　　　９０００円を超える額について　　　　　１割引

③深夜早朝割増　　　　　　　　２２時から　５時まで　　　　　　　　　２割増

④公共的割引　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１割引

（２）定額運賃の額

運賃制度公示 １．（５）．イ．②に基づき算出した別添の額とする。

４．適用方法

（１）車種区分は、運賃制度公示３．の区分に基づき設定した公定幅運賃の車種区分による。

（２）有料道路利用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は旅客の負担とする。

（３）定額運賃は、東京国際空港の定額運賃指定乗り場における「乗り場方式」、及び予め営業所又は無線基地局において、旅客との間に定額運賃によることを特約した場合に適用する。

（４）運行の中止等の場合の措置として、運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）の運送におけるものと同様に操作する。

（５）運送の途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本届出による定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本届出による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は運賃メーター器の表示額によることとする。

（６）深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯（午後１０時～午前５時）の中にすべて含まれる場合に適用する。

（７）公共的割引の対象者及び確認方法は、現に認可を受けている公共的割引の適用方による。

（別　添）

